

ピクテ・グローイング新興国株式ファンド (1年決算型)

追加型投信/海外/株式 [設定日:2023年4月21日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 主に新興国の株式に分散投資します
- 労働人口が拡大している国に注目します
※ここでいう「労働人口」とは、15～64歳の生産年齢人口を指します(以下同じ)。
- 年1回決算を行います

※投資にあたっては、次の投資信託証券への投資を通じて行います。○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド(当資料において「グローバル・グローイング・マーケット・ファンド」という場合があります) ○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットJPY(当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります) ※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

Info – ファンドの基本情報

ファンドの現況

	25年01月末	25年02月末	前月末比
基準価額	13,627円	12,960円	-667円
純資産総額	160.3億円	145.9億円	-14.3億円

ファンドの騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
()は年率	-4.89%	-1.44%	0.75%	-1.20%	--	29.60%
(--)						(14.96%)

設定来の推移



分配金実績(1万口あたり、税引前)

決算期	24年03月15日	25年03月17日	26年03月16日	設定来累計
分配金実績	0円	--	--	0円
基準価額	13,129円	--	--	--

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

【ご参考】基準価額変動の内訳

	24年12月	25年01月	25年02月	設定来
基準価額	13,585円	13,627円	12,960円	12,960円
変動額	+436円	+42円	-667円	+2,960円
うち 株式	+98円	+288円	-278円	+3,224円
為替	+352円	-232円	-377円	+12円
分配金	--	--	--	0円
その他	-13円	-14円	-12円	-276円

資産別構成比

グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	99.0%
ショートタームMMF JPY	0.5%
コール・ローン等、その他	0.6%
合計	100.0%

※四捨五入の関係上合計が100%にならない場合があります。

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、1千万円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。[ファンドの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。[基準価額変動の内訳]月次ベースおよび設定来の基準価額の変動要因です。基準価額は各月末値です。設定来の基準価額は基準日現在です。組入ファンドの価格変動要因を基に委託会社が作成し参考情報として記載しているものです。組入ファンドの管理報酬等は株式に含まれます。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。その他には信託報酬等を含みます。

◆株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。◆当資料における実績は、税金・信託財産留保額控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

Portfolio – ポートフォリオの状況

ファンドの特性

組入銘柄数	100
組入国数	17
組入通貨数	15

国別構成比

国名	構成比
1 アラブ首長国連邦	15.4%
2 インド	15.4%
3 ブラジル	13.6%
4 南アフリカ	12.2%
5 メキシコ	9.9%
6 サウジアラビア	9.0%
7 インドネシア	7.4%
8 ベトナム	3.5%
9 パナマ	2.2%
10 マレーシア	2.2%
その他の国	7.5%
コール・ローン等、その他	1.6%
合計	100.0%

業種別構成比

業種名	構成比
1 金融	31.0%
2 資本財・サービス	15.0%
3 情報技術	8.3%
4 生活必需品	7.9%
5 一般消費財・サービス	7.7%
その他の業種	28.5%
コール・ローン等、その他	1.6%
合計	100.0%

資産別構成比

資産名	構成比
株式	98.4%
コール・ローン等、その他	1.6%
合計	100.0%

通貨別構成比

通貨名	構成比
1 UAEディルハム	15.4%
2 インドルピー	15.4%
3 ブラジルリアル	13.6%
4 南アフリカランド	12.2%
5 メキシコペソ	9.9%
6 サウジアラビアレヤル	9.0%
7 インドネシアルピア	7.4%
8 米ドル	5.5%
9 ベトナムドン	3.5%
10 マレーシアリング	2.2%
その他の通貨	4.2%
コール・ローン等、その他	1.6%
合計	100.0%

- ◆ファンドの主要投資対象であるグローバル・グロース・マーケット・ファンドの状況です。
- ◆株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。業種はGICS(世界産業分類基準)のセクターを基にピクテ・ジャパン株式会社で作成し、分類・表示しています。
- ◆新興国等の株式は米ドルなどの他国通貨で発行されているものがあり、それらに投資を行うことがあります。このため、株式の国別構成比と通貨別構成比は異なることがあります。
- ◆「コール・ローン等、その他」は未払金等を含んでおり、一時的にマイナスになる場合があります。

Portfolio – ポートフォリオの状況

組入銘柄数

組入銘柄数 100銘柄

組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種名	銘柄解説	構成比
1	ナスパーズ	南アフリカ	一般消費財・サービス	消費者向けにインターネット関連サービスなどを提供する企業。世界のインターネット関連企業に投資を行う。	3.4%
2	イタウ・ユニバンク・ホールディング	ブラジル	金融	南米最大級の銀行。リテール、法人向け業務のほかプライベート・バンキングやクレジット・カード、資産運用、保険など幅広く展開。	2.6%
3	グルポ・フィナンシエロ・バノルテ	メキシコ	金融	メキシコの大手金融会社の一角を占める。銀行業務、ホールセールバンキング、保険、年金、老後貯蓄などのサービスを提供する。	2.5%
4	ELM CO	サウジアラビア	情報技術	技術コンサルティング、品質管理、E-セキュリティなどのデジタルソリューションを提供。	2.4%
5	ゴールド・フィールズ	南アフリカ	素材	金産出会社。オーストラリア、ガーナ、ペルー、南アフリカなどで金鉱山の開発・操業など行う。	2.3%
6	エミレーツ・テレコミュニケーションズ・グループ	アラブ首長国連邦	コミュニケーション・サービス	アラブ首長国連邦に本拠地を置く中東湾岸地域における最大手の通信会社。中東のみならずアジア、アフリカなどでも事業展開。	2.3%
7	コパ・ホールディングス	パナマ	資本財・サービス	航空会社。国際線の旅客・貨物サービスを提供する。北米、中南米およびカリビアン諸国で定期便サービスを提供。	2.2%
8	CIMBグループ・ホールディングス	マレーシア	金融	商業銀行。さまざまな金融商品およびサービスを提供。主な業務は、コーポレートバンキング、投資銀行業、リテール銀行業、保険、資産管理など。東南アジア中心に事業を展開。	2.2%
9	FPT	ベトナム	情報技術	情報技術・通信会社。デジタルトランスフォーメーションおよびITコンサルティング、システム管理、ビジネスプロセスアウトソーシング、データセンター、クラウドコンピューティング、人工知能、システム統合ソリューションなどの事業を展開。様々な業界の世界の大手企業にサービス/ソリューションを提供。	2.2%
10	ウォルマート・デ・メヒコ	メキシコ	生活必需品	小売会社。食品、衣料、その他の商品をさまざまな形態の店舗で販売する。	2.1%

◆ファンドの主要投資対象であるグローバル・グローイング・マーケット・ファンドの状況です。

◆株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。業種はGICS(世界産業分類基準)のセクターを基にピクテ・ジャパン株式会社で作成し、分類・表示しています。

◆表で示した組入上位銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものではありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

Comment – 今月のコメント

市場概況

2月の新興国株式市場(現地通貨ベース)は月間で上昇となりました。

新興国株式市場は月初から中旬にかけて、米トランプ政権がメキシコとカナダへの関税発動を延期したことや、中国に対しては習主席との会談が予定され、米中貿易摩擦の激化が回避されるとの見方から、リスク回避の動きが和らいだほか、中国発の人工知能(AI)モデルへの期待を受けて関連するハイテク銘柄が大幅上昇したことなどがけん引役となり、上昇基調となりました。その後は月末にかけて、米国の景気減速懸念が高まったほか、米トランプ大統領の関税発動をめぐる発言や、対中半導体規制強化の意向などから、世界的な貿易戦争に拡大するとの懸念が再燃し、一転して下落基調となりました。ただし、前月末比では上昇して月を終えました。

国別では、中国は、相対的に大きく上昇しました。中国発AIモデルへの期待や、中国当局が民間セクターの発展を支持する方針を示したことを受けて、テクノロジー関連銘柄が大きく上昇しました。また、不動産開発大手企業に対する救済措置の本格化期待などもポジティブに受け止められました。南アフリカは、主力のメディア・インターネット関連企業を中心に上昇しました。メキシコは、米国の追加関税発動が延期され、追加関税は一時的なものになるとの見方もあり、上昇となりました。ブラジルは、金融セクターの銘柄や、四半期決算で予想外の赤字を発表した主力のエネルギー銘柄などを中心に下落となりました。インドは、当局が利下げや財政出動などにより景気を下支える姿勢を示したことはプラス材料となったものの、予想を下回る企業決算発表や、米トランプ政権の関税政策をめぐる懸念などが重荷となり、下落となりました。

当ファンドでは、中国は投資対象国から除外されているため、中国株式の組入れはありません。

今後のポイント ※将来の市場環境の変動等により、内容が変更される場合があります。

中長期的には、新興国経済は、若い労働人口が豊富であることなどを背景に、中間所得層の持続的な拡大や構造変化に後押しされ、先進国を凌ぐ成長力を有しているとの見方には変更ありません。

新興国の株式市場については、1)先進国を上回る経済成長期待、2)米ドルに対して割安な新興国通貨、3)割安な株式のバリュエーション(投資価値評価)などが、株価を下支えするとみています。ただし、新興国株式市場は、米国のトランプ新政権による外交戦略など、新興国経済への影響が大きいと考えられる米国の政治や経済の見通しが不透明であることから、値動きが大きくなる可能性があり注視が必要とみています。

米国のトランプ新政権下では、追加関税による対象国への影響が懸念されています。中国については、米国が関税政策について強硬姿勢を後退させたとみられるほか、中国の新興企業がAI分野で注目を集めたことなどを背景として、株式市場に対する投資家の見方が改善しつつあるとみられます。中国には大規模な国内市場が存在することから、中長期的には輸出の減少を内需が補うと期待されます。新興国の労働人口増加国は、引き続き、中国からのサプライチェーンの多様化による利益を獲得し続けると予想しており、これらの国々は米国による追加関税をめぐるは相対的に勝ち組であり続けると考えています。メキシコに関しては、3月4日に25%の追加関税が発動されました。メキシコは、米国からの輸入割合も高く、米国企業も北米自由貿易協定(NAFTA)で低関税の恩恵を受けており、トランプ1.0(政権1期目)下でも大幅な関税引き上げを掲げられたものの、米国の産業界からの反対が大きく、引き上げに至りませんでした。トランプ2.0(政権2期目)下でも追加関税の発動後、国内の産業界からの反対の動きが出ており、今後の対応次第では、要件が緩和される可能性もあるとみています。また、メキシコ株式のバリュエーションはトランプ1.0(政権1期目)開始時点と比べてもかなり低い水準にあることから、メキシコの株価や通貨の下落は投資機会を提供する可能性があるとみています。

関税引き上げ、減税、規制緩和といったトランプ大統領の政策は本質的にインフレをもたらすものであるため、米国の利下げペースに影響し、米国の金利の高止まりや、米ドルが以前の予想よりも強くなる可能性にも留意が必要であるとみています。しかし、米国の金利上昇と米ドル高の影響は、新興国の主要労働人口増加国のファンダメンタルズへの影響は限定的であり、回復力が高いとみています。

こうした環境下では、当ファンドの投資対象である新興国の労働人口増加国は、中国と米国の両方と良好な関係を維持し、より中立的な立場をとる路線を歩むことで成長の道を進むことができるとみています。米国の関税大幅引き上げは、中国など特定の市場を対象としていることから、労働人口増加国の多くは、高関税回避やサプライチェーンの分散の動きから恩恵を受ける可能性があると考えています。当ファンドでは、特に、インド、ブラジル、アラブ首長国連邦、南アフリカ、東南アジア諸国など、米国との貿易摩擦や地政学リスクの影響を受けにくい国の株式に注目しています。また、既にこうしたリスクが織り込まれている市場で、バリュエーション(投資価値評価)が魅力的な、メキシコやベトナムなど、関税をめぐる不確実性が解消された後に好転する可能性のある市場も株価の調整は中長期的な投資機会になるとみて注目しています。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
カントリーリスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

投資信託証券への投資を通じて、主に新興国の中でも相対的に高い成長が期待される国の株式に投資します。

- 主に新興国の株式に分散投資します
- 労働人口が拡大している国に注目します
- 年1回決算を行います

- 毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

○ピクテ・グローバル・セレクト・ファンド - グローバル・グローイング・マーケット・ファンド(当資料において「グローバル・グローイング・マーケット・ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットJPY(当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります)

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	以下においては、購入・換金のお申込みはできません。 ・以下に掲げる日 ルクセンブルクの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日 ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2023年4月21日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.1715%(税抜1.065%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.7%</td> <td>年率0.015%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.35%	年率0.7%	年率0.015%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.35%	年率0.7%	年率0.015%					
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>グローバル・グローイング・マーケット・ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.6%</td> </tr> <tr> <td>ショートターム MMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)	グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	純資産総額の年率0.6%	ショートターム MMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)		
グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	純資産総額の年率0.6%						
ショートターム MMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)						
実質的な負担	最大年率1.7715%(税抜1.665%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。


ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp	
受託会社	株式会社りそな銀行(ファンドの財産の保管および管理を行う者) <再信託受託会社: 株式会社日本カस्टディ銀行>		
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)		

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会					
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○		
東海東京証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様はに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。